

(証券コード：8952)  
2020年11月18日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
ジャパンリアルエステイト投資法人  
執行役員 柳 澤 裕

## 第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2020年12月9日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。

また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### ※現行規約第14条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

### 記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年12月10日（木曜日）午前11時（開場：午前10時）                           |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号<br>丸の内ビルディング 7階<br>「丸ビルホール&コンファレンススクエア」 |

※ご来場の際は末尾のご案内図をご参照の上、お間違いのないようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、前回までの投資主総会と比べご用意可能な席数が大幅に減少します。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただくこともございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。詳しくは後記「第12回投資主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応」をご覧ください。

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件（その1）
- 第2号議案 規約一部変更の件（その2）
- 第3号議案 執行役員1名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第5号議案 監督役員2名選任の件
- 第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

### 4. 議決権の代理行使について

投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

---

【お願い】◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当投資法人のウェブサイト (<https://www.j-re.co.jp/>) に掲載いたします。

◎投資主の皆様が会場内に長時間滞在され、新型コロナウイルスに感染することのリスクを極力回避するため、従前投資主総会終了後に開催しておりました当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社による当投資法人の運用状況等に関する説明会は開催いたしません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、当投資法人の2020年9月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、当投資法人のウェブサイト ([https://www.j-re.co.jp/ja\\_cms/ir/library.html](https://www.j-re.co.jp/ja_cms/ir/library.html)) にてご覧いただくことができます。

## 第12回投資主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

本投資主総会につきましては、新型コロナウイルスの国内の感染状況を踏まえ、投資主の皆様を第一に、会場での感染症拡大防止に出来る限り努めるべく以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- ・投資主総会における議決権はご来場をされなくとも、書面により行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討くださり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、議決権行使書面による議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠中の方、その他健康状態にご不安のある方は、投資主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。

### <投資主総会の運営について>

- ・投資主総会当日は、マスクの着用、受付でのアルコールによる手指消毒及び検温へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- ・検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・**新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、前回までの投資主総会と比べご用意可能な席数が大幅に減少します。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただくこともございますので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。**
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、投資主総会の所要時間を通常より短縮する観点から、議場において議案の詳細な説明を省略する場合がございます。本招集通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・投資主様からご質問をいただく際のマイクは、投資主の皆様から離れた場所に設置し、都度アルコール消毒を行います。

- ・投資主の皆様が会場内に長時間滞在され、新型コロナウイルスに感染することのリスクを極力回避するため、従前投資主総会終了後に開催しておりました**当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社による当投資法人の運用状況等に関する説明会は開催いたしません**。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、当投資法人の2020年9月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、当投資法人のウェブサイト ([https://www.j-re.co.jp/ja\\_cms/ir/library.html](https://www.j-re.co.jp/ja_cms/ir/library.html)) にてご覧いただくことができます。
- ・投資主総会の終了後は、運営スタッフの誘導に従って、会場後列の座席に着席された投資主様から順次ご退席くださるよう、ご協力をお願いいたします。

以上、時節柄、投資主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。なお、今後の状況の変化や行政機関による指導・要望等により、  
上記の内容を更新する場合がございます。最新の情報は当投資法人のウェブサイト  
(<https://www.j-re.co.jp/>) にてお知らせいたします。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件（その1）

##### 1. 変更の理由：

- ① 投資主総会招集手続きの効率化のため、当投資法人の投資主総会の招集につき規約第9条に第3項を新設し、規約第10条を一部修正するものであります。
- ② 当投資法人では、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」という、みなし賛成に関する規定を定めております。

しかしながら、昨今の不動産投資法人における少数投資主からの議案提案に関する議論に鑑み、投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案に対して議決権を自ら行使しなかった投資主が、みなし賛成に関する上記の現行規約条文の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。

したがって、投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が難しい（1）執行役員又は監督役員の解任、（2）解散、（3）資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意、（4）投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約、という重要な議案については、議決権を行使された投資主の意思を直接かつ正確に反映させることを目的として、これらの議案には「みなし賛成」に関する規定を適用しない旨を規約第14条第3項及び第4項として新設するものであります。

- ③ 投資主総会において権利を行使できる投資主を定めるための基準日に関する定めを変更するため、規約第15条を一部修正するものであります。
- ④ 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長し又は短縮することができるよう、規約第18条第1項を一部修正するものであります。
- ⑤ 会計監査人に対する監査報酬の支払い時期に係る柔軟性確保のため、規約第35条を一部修正するものであります。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めるものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

| 現 行 規 約  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(招集)<br/>第9条 (記載省略)<br/>(新設)</p>  | <p>(招集)<br/>第9条 (現行のとおり)<br/><u>3. 投資主総会は、2022年12月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の12月1日及び同日以後遅滞なく招集します。また、この投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集することができます。</u></p>   |
| <p>(招集の公告、通知)<br/>第10条 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日<sup>の</sup>2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発することとします。</p> | <p>(招集の公告、通知)<br/>第10条 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日<sup>の</sup>2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発することとします。<u>但し、前条第3項第一文の規定による定めに基づき開催された直前の投資主総会から25月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しないものとします。</u></p>   |
| <p>(みなし賛成)<br/>第14条 (記載省略)<br/>(新設)<br/><br/>(新設)</p>  | <p>(みなし賛成)<br/>第14条 (現行のとおり)<br/><u>3. 前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。</u><br/><u>(1) 執行役員又は監督役員の解任</u><br/><u>(2) 解散</u><br/><u>(3) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意</u><br/><u>(4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約</u><br/><u>4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。</u></p> |

| 現 行 規 約   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(基準日)</p> <p>第15条 この投資法人は、<u>役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会において権利を行使すべき投資主とするもの</u>とします。</p> <p>(新設)</p>           | <p>(基準日)</p> <p>第15条 この投資法人は、<u>直前の決算日から3ヶ月以内に投資主総会が開催される場合には、当該決算日において投資主名簿に記載又は記録されている投資主をその権利を行使することができる投資主</u>とします。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、この投資法人は、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会において権利を行使すべき投資主とすることができ</u>ます。</p> |
| <p>(執行役員及び監督役員の任期)</p> <p>第18条 執行役員及び監督役員の任期は、<u>就任後2年</u>とします。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、<u>前任者又は在任者の残存期間</u>と同一とします。</p> <p>2. (記載省略)</p> | <p>(執行役員及び監督役員の任期)</p> <p>第18条 執行役員及び監督役員の任期は、<u>就任後2年</u>とします。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げません</u>。また、補欠又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、<u>前任者又は在任者の残存期間</u>と同一とします。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>  |
| <p>(会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬額は1営業期間につき2,000万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、<u>決算日後3ヶ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うもの</u>とします。</p>       | <p>(会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬額は1営業期間につき2,000万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから2ヶ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うもの</u>とします。</p>  |

## 第2号議案 規約一部変更の件（その2）

### 1. 変更の理由：

#### ① 規約第37条の変更

資産運用会社へ支払う資産運用報酬に関し、ポートフォリオ入替の重要性が高まりつつあることを踏まえ、投資主利益と資産運用会社のインセンティブの連動性をより強めることを目的として、規約第37条に定める資産運用報酬のうち、現行の分配金連動報酬から不動産売却損益を区分し、一過性の分配原資である不動産売却益（不動産売却損益通算後の正値）に連動した報酬（分配金連動報酬Ⅱ）を設定するものです。

#### ② 変更の効力発生

本議案に基づく規約第37条の変更に係る改正は、新設する附則第1条において、2021年4月1日から効力を生じるものとし、当該効力発生後、附則第1条を削除するものとします。

また、新設する附則第2条によって、分配金連動報酬Ⅰの計算に際しての経過措置を定めるものです。

### 2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。  
(変更箇所は下線の部分であります。)

| 現 行 規 約  | 変 更 案     |           |         |        |   |    |           |         |          |
|--|-----------|-----------|---------|--------|---|----|-----------|---------|----------|
| <p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>第37条 資産運用会社に対する資産運用報酬は、NOI連動報酬、分配金連動報酬、取得報酬、譲渡報酬、合併報酬から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬</th> <th>計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NOI連動報酬</td> <td>(記載省略)</td> </tr> </tbody> </table> | 報酬        | 計算方法と支払時期 | NOI連動報酬 | (記載省略) | <p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>第37条 資産運用会社に対する資産運用報酬は、NOI連動報酬、分配金連動報酬Ⅰ、<u>分配金連動報酬Ⅱ</u>、取得報酬、譲渡報酬、合併報酬から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬</th> <th>計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NOI連動報酬</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> | 報酬 | 計算方法と支払時期 | NOI連動報酬 | (現行のとおり) |
| 報酬   | 計算方法と支払時期 |           |         |        |   |    |           |         |          |
| NOI連動報酬  | (記載省略)    |           |         |        |   |    |           |         |          |
| 報酬   | 計算方法と支払時期 |           |         |        |   |    |           |         |          |
| NOI連動報酬  | (現行のとおり)  |           |         |        |   |    |           |         |          |



| 現 行 規 約         |  | 変 更 案            |   |
|-----------------|--|------------------|---|
| 報酬              | 計算方法と支払時期  | 報酬               | 計算方法と支払時期   |
| 分配金<br>連動<br>報酬 | <p>当該営業期間における分配可能金額及び1口当たり分配金に基づき、下記の計算式により求められた金額。</p> <p>【計算式】<br/>当該営業期間に係る分配可能金額×2.5%×（当該営業期間に係る1口当たり分配金÷当該営業期間を含む直近の6営業期間に係る1口当たり分配金の単純平均）</p> <p>ここで分配可能金額とは、この投資法人の当該営業期間に係る損益計算書上の税引前当期純利益（NOI連動報酬及び分配金連動報酬並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。）とし、前期繰越損失がある場合はその全額を填補した後の金額とします。（負値となる場合は0円とします。）</p> | 分配金<br>連動<br>報酬Ⅰ | <p>下記の計算式により求められた金額。</p> <p>【計算式】<br/>当該営業期間に係る<u>不動産売却損益控除後分配可能金額</u>×2.5%×（当該営業期間に係る<u>不動産売却損益控除後1口当たり分配金</u>÷当該営業期間を含む直近の6営業期間に係る<u>不動産売却損益控除後1口当たり分配金の単純平均</u>）</p> <p>ここで<u>不動産売却損益控除後分配可能金額</u>とは、この投資法人の当該営業期間に係る損益計算書上の税引前当期純利益（NOI連動報酬、<u>分配金連動報酬Ⅰ</u>及び<u>分配金連動報酬Ⅱ</u>並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。）から、この投資法人が第25条第2項第1号から第5号までに定める不動産等の特定資産を譲渡した場合において発生する当該営業期間に係る損益計算書上の<u>不動産売却益</u>（以下「<u>不動産売却益</u>」といいます。）を控除し、この投資法人が第25条第2項第1号から第5号までに定める不動産等の特定資産を譲渡した場合において発生する当該営業期間に係る損益計算書上の<u>不動産売却損</u>（以下「<u>不動産売却損</u>」といいます。）を戻し入れた金額とし、前期繰越損失がある場合はその全額を填補した後の金額とします。（負値となる場合は0円とします。）</p> |

| 現 行 規 約 |  | 変 更 案 |  |
|---------|--|-------|--|
| 報酬      | <p>計算方法と支払時期</p> <p>また、1口当たり分配金とは、分配可能金額を各営業期間末時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出します。</p> <p>なお、この投資法人が自己投資口を取得し、各営業期間末時点において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合は、保有する自己投資口を除いた数を、各営業期間末時点の発行済投資口の総口数とみなします。</p> <p>また、当該営業期間を含む直近の6営業期間に、以下のいずれかの事由の効力が発生し、発行済投資口の総口数が増加又は減少した場合は、その増加又は減少が1口当たり分配金に与える影響を除くため、以下に記載の方法により直近の6営業期間における各営業期間末時点の発行済投資口の総口数を調整するものとします。</p> <p>(i) 投資口の併合又は分割</p> <p>その効力発生日の属する営業期間を含む直近の6営業期間内に行われた投資口の併合又は分割が、当該営業期間を含む直近の6営業期間内の期初に効力が発生したとみなして、各営業期間末時点の発行済投資口の総口数を調整する。</p> | 報酬    | <p>計算方法と支払時期</p> <p>また、<u>不動産売却損益控除後</u>1口当たり分配金とは、<u>不動産売却損益控除後</u>分配可能金額を各営業期間末時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出します。</p> <p>なお、この投資法人が自己投資口を取得し、各営業期間末時点において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合は、保有する自己投資口を除いた数を、各営業期間末時点の発行済投資口の総口数とみなします。</p> <p>また、当該営業期間を含む直近の6営業期間に、以下のいずれかの事由の効力が発生し、発行済投資口の総口数が増加又は減少した場合は、その増加又は減少が1口当たり分配金に与える影響を除くため、以下に記載の方法により直近の6営業期間における各営業期間末時点の発行済投資口の総口数を調整するものとします。</p> <p>(i) 投資口の併合又は分割</p> <p>その効力発生日の属する営業期間を含む直近の6営業期間内に行われた投資口の併合又は分割が、当該営業期間を含む直近の6営業期間内の期初に効力が発生したとみなして、各営業期間末時点の発行済投資口の総口数を調整する。</p> |

| 現 行 規 約   |   | 変 更 案   |   |
|---|---|---|---|
| 報酬  | <p>計算方法と支払時期</p> <p>(ii) 投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行<br/>かかる新投資口の発行により増加した投資口の数に、新投資口予約権の行使時の1口当たり払込金額を1口当たりの時価で除した割合(又はこれに準じて役員会で定める比率)を乗じた口数(本項において「みなし時価発行口数」といいます。)については時価による新投資口発行とみなし、かかる新投資口の発行により増加した投資口の数からみなし時価発行口数を減じた口数は分割により増加したものとみなす。支払時期は、当該営業期間に係る決算日後3ヶ月以内とします。</p> | 報酬  | <p>計算方法と支払時期</p> <p>(ii) 投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行<br/>かかる新投資口の発行により増加した投資口の数に、新投資口予約権の行使時の1口当たり払込金額を1口当たりの時価で除した割合(又はこれに準じて役員会で定める比率)を乗じた口数(本項において「みなし時価発行口数」といいます。)については時価による新投資口発行とみなし、かかる新投資口の発行により増加した投資口の数からみなし時価発行口数を減じた口数は分割により増加したものとみなす。支払時期は、当該営業期間に係る決算日後3ヶ月以内とします。</p> |
| (新設)  | (新設)  | 分配金<br>連動<br>報酬Ⅱ  | <p>不動産売却益から不動産売却損を控除した金額に、<u>12.5%を乗じて得た金額。</u><br/>(負値となる場合には0円とします。)</p> <p>支払時期は、<u>当該営業期間に係る決算日後3ヶ月以内とします。</u></p>  |
| 取得報酬  | (記載省略)  | 取得報酬  | (現行のとおり)  |
| 譲渡報酬  | (記載省略)  | 譲渡報酬  | (現行のとおり)  |
| 合併報酬  | (記載省略)  | 合併報酬  | (現行のとおり)  |
| <p>なお、各報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p> |   | <p>なお、各報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p> |   |

| 現 行 規 約 | 変 更 案  |
|---------|--|
| (新設)    | <p><u>附則</u><br/> <u>(改正の効力発生)</u><br/> 第1条 第37条の変更に係る改正は、2021年4月1日から効力を生じるものとします。<br/> <u>なお、本附則は第37条の変更の効力発生後、これを削除するものとします。</u></p> <p><u>(分配金連動報酬Ⅰの計算に係る経過措置)</u><br/> 第2条 第37条の分配金連動報酬Ⅰに定める「当該営業期間を含む直近の6営業期間に係る不動産売却損益控除後1口当たり分配金の単純平均」の計算において、2021年3月期までの営業期間が含まれる場合には、当該各営業期間に係る不動産売却損益控除後の1口当たり分配金について、変更後の第37条に従って再計算した金額を用いるものとします。<br/> <u>なお、本附則は2023年12月31日にこれを削除するものとします。</u></p> |

### 第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員柳澤裕から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、任期は、第1号議案による規約の変更が本議案に先行して承認可決されることを条件として、投信法第99条第2項及び当投資法人規約変更案第18条第1項但書の定めにより、就任する2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2022年12月31日までに開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります（第1号議案による規約の変更が否決された場合、任期は、就任する2020年12月10日（本投資主総会終結時）から2年間となります。）。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、2020年10月29日開催の役員会において、監督役員的全員の同意をもって提出するものであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、重要な兼職の状況、<br>並びに当投資法人における地位及び担当   | 所有する<br>当投資法人の<br>投資口の口数 |
|-----------------------------------|--|--------------------------|
| やなぎ さわ ゆたか<br>柳澤 裕<br>(1950年9月2日) | 1974年4月 三菱地所株式会社入社<br>1993年6月 同社経理部副長<br>1999年4月 ロックフェラーグループ社出向<br>取締役副社長<br>2003年4月 三菱地所株式会社執行役員企画管理<br>本部経営企画部長<br>2005年4月 同社執行役員企画管理本部経営企画<br>部長兼内部監査室長<br>2005年6月 同社常務執行役員企画管理本部副本<br>部長<br>2006年4月 同社常務執行役員経営企画部長<br>兼人事企画部担当補佐<br>2007年4月 同社常務執行役員<br>海外事業部副担当兼経営企画部長<br>2008年4月 同社常務執行役員<br>グローバル事業推進部、三菱地所<br>ホーム株式会社担当兼メックユーエ<br>スエイ社取締役社長<br>2009年4月 同社常務執行役員<br>グローバル事業推進部、広報部、三<br>菱地所ホーム株式会社担当、内部監<br>査室副担当 | 0口                       |

| 氏名<br>(生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、<br>並びに当投資法人における地位及び担当  | 所有する<br>当投資法人の<br>投資口の口数 |
|--------------|---|--------------------------|
|              | <p>2009年6月 同社取締役兼常務執行役員<br/>グローバル事業推進部、経理部、広報部、三菱地所ホーム株式会社担当、内部監査室副担当</p> <p>2010年4月 同社取締役兼専務執行役員<br/>グローバル事業推進部、経理部、広報部、三菱地所ホーム株式会社担当</p> <p>2010年6月 同社代表取締役</p> <p>2011年4月 同社代表取締役兼専務執行役員<br/>グローバル事業推進部、経理部、三菱地所ホーム株式会社担当</p> <p>2012年4月 同社代表取締役兼専務執行役員<br/>グローバル事業部、投資マネジメント事業部、三菱地所ホーム株式会社担当</p> <p>2013年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員<br/>社長補佐、ビル管理企画部、ビルソリューション推進部、ビル営業部、グローバル事業部担当</p> <p>2014年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員<br/>社長補佐、ビル業務企画部、ビル運営事業部、街ブランド推進部、美術館室担当</p> <p>兼丸の内ダイレクトアクセス株式会社取締役社長</p> <p>2015年4月 同社取締役</p> <p>2015年6月 同社常勤監査役</p> <p>2016年6月 同社取締役 常勤監査委員</p> <p>2018年6月 同社顧問（現職）</p> <p>2019年5月 当投資法人執行役員（現職）<br/>学校法人東京成徳学園理事・評議員（現職）<br/>（現在に至る）</p> |                          |

注：候補者柳澤裕は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者柳澤裕と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者柳澤裕は、現在、当投資法人の執行役員として当投資法人の業務全般を執行しています。

#### 第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、梅田直樹を第1順位、藤野正昭を第2順位とします。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第1号議案による規約の変更が本議案に先行して承認可決されることを条件として、第3号議案における執行役員の就任日である2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2022年12月31日までに開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします（第1号議案による規約の変更が否決された場合、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における執行役員の就任日である2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2年間となります。）。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2020年10月29日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当投資法人<br>の投資口の<br>口数 |
|-------|--------------------------------------|---|------------------------------|
| 1     | うめ だ なお き<br>梅 田 直 樹<br>(1965年11月5日) | 1988年4月 三菱地所株式会社入社<br>2008年4月 同社投資マネジメント事業推進室副室長兼グローバル事業推進部副長<br>2008年6月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）就任<br>2009年3月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）退任<br>2009年4月 三菱地所株式会社グローバル事業推進部副長<br>2012年4月 同社グローバル事業部副長<br>2013年4月 メックユーケー社出向<br>2013年5月 同社取締役副社長<br>2014年4月 三菱地所ロンドン社取締役社長兼メックユーケー社取締役社長<br>2016年4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向代表取締役社長（現職）<br>2018年4月 三菱地所株式会社グループ執行役員（現職）<br>（現在に至る） | 0口                           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  | 所 有 す る<br>当 投 資 法 人<br>の 投 資 口 の<br>数 |
|-----------|--|--|--|
| 2         | ふじ の まさ あき<br>藤 野 正 昭<br>(1965年12月17日) | 1988年4月 第一生命保険相互会社入社<br>2002年4月 ジャパンリアルエステイトア<br>セットマネジメント株式会社出向<br>2006年4月 第一生命保険相互会社リスク管<br>理統括部次長<br>2013年4月 同社運用サービス部次長<br>2014年11月 ジャパンリアルエステイトア<br>セットマネジメント株式会社入社<br>2018年4月 同社財務部副部長<br>2019年6月 同社業務管理部長兼リスク管理<br>室長<br>2020年4月 同社執行役員業務管理部長兼リ<br>スク管理室長 (現職)<br>(現在に至る) | 0口                                     |

注：候補者梅田直樹は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、候補者梅田直樹と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：候補者藤野正昭は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の執行役員業務管理部長兼リスク管理室長であります。その他、候補者藤野正昭と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。



## 第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岡野谷知広、鷹野宏明の両氏から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、第1号議案による規約の変更が本議案に先行して承認可決されることを条件として、投信法第99条第2項及び当投資法人規約変更案第18条第1項但書の定めにより、就任する2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2022年12月31日まで開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります（第1号議案による規約の変更が否決された場合、任期は、就任する2020年12月10日（本投資主総会終結時）から2年間となります。）。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、重要な兼職の状況<br>及び当投資法人における地位  | 所有する<br>当投資法人<br>の投資口の<br>数 |
|-------|--------------------------------------|---|-----------------------------|
| 1     | おかのやともひろ<br>岡野谷 知 広<br>(1957年10月28日) | 1986年4月 司法修習修了<br>弁護士登録（東京弁護士会）<br>河村法律事務所入所（現職）<br>2005年5月 当投資法人監督役員（現職）<br>2012年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科<br>教授（現職）<br>（現在に至る）  | 0口                          |
| 2     | たかのひろあき<br>鷹野 宏 明<br>(1969年1月10日)    | 1992年10月 中央青山監査法人（旧中央新光<br>監査法人）入所<br>1996年4月 公認会計士登録<br>2001年2月 税理士登録<br>2002年3月 同監査法人退所<br>鷹野公認会計士税理士事務所設<br>立（現職）<br>2005年3月 株式会社ビッグウェイブ監査役<br>（非常勤）（現職）<br>2007年11月 アイシーシー株式会社代表取締<br>役（現職）<br>2017年5月 当投資法人監督役員（現職）<br>（現在に至る） | 0口                          |

注：候補者岡野谷知広は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者岡野谷知広と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者岡野谷知広は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：候補者鷹野宏明は、アイシーシー株式会社の代表取締役及び個人の資産管理を目的とする合同会社3社の代表社員です。この他に、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

株式会社ビッグウェイブは、イベント等に関する広告代理店であり、アイシーシー株式会社は、鷹野公認会計士税理士事務所に本店を置く経営コンサルティング会社です。候補者鷹野宏明と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者鷹野宏明は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

## 第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第1号議案による規約の変更が本議案に先行して承認可決されることを条件として、第5号議案における監督役員の就任日である2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2022年12月31日までに開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします（第1号議案による規約の変更が否決された場合、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第5号議案における監督役員の就任日である2020年12月10日（本投資主総会終結時）から、2年間となります。）。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当投資法人の<br>投資口の口数 |
|-------------------------|---|--------------------------|
| 木 屋 善 範<br>(1957年7月21日) | 1997年4月 司法修習修了<br>弁護士登録（東京弁護士会）<br>河村法律事務所入所（現職）<br>2009年4月 慶応義塾大学法学部非常勤講師（現職）<br>（現在に至る） | 0口                       |

注：候補者木屋善範は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者木屋善範と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

### その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人の現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

